

自覚症状のない病気が
潜んでいるかも!?

年に一度の人間ドックを 受診しましょう



人間ドックは全身の健康状態を調べる総合的な検査です。40歳以上の被保険者および被扶養者である配偶者の方、30歳・35歳になる節目の被保険者の方に2万7500円の費用補助を行っています。健康には自信があるという方も、自分の体の状態を正確に知るため、年に一度の人間ドックをぜひご受診ください。

*人間ドックを受けることで、特定健診（40歳～74歳対象）を受診したものと取り扱います。

詳細は、当健保組合のホームページでご確認いただけます。



1 実施対象者

- 令和7年4月1日現在、次に該当し、受診を希望する方。ただし、資格を喪失した場合は受診できません。
- 40歳以上の被保険者および40歳以上の被扶養者である配偶者（昭和61年3月31日以前生まれの方）
- 30歳の被保険者（平成7年4月1日～平成8年3月31日に生まれた方）
- 35歳の被保険者（平成2年4月1日～平成3年3月31日に生まれた方）

2 実施時期

令和7年4月から令和8年3月末までの間
※特定健診のみの受診は令和8年1月末まで

3 実施機関

当健保組合が委託契約した健診機関

4 負担額

①当健保組合負担額
2万7500円（2万5000円＋消費税）

ただし、検査費用が右記に満たない場合は実費（基本料金のみ）。

②自己負担額

受診検査費用から当健保組合負担額を差し引いた額。

※乳がん、子宮がん、前立腺がん、その他オプションの費用は、すべて自己負担となります。

5 検査項目

受診健診機関が定める検査項目（特定健診項目含む）

※原則として、日帰り人間ドックで受診していただいておりますが、被扶養者である配偶者に限り、集合契約による特定健診のみの受診を実施しています。

特定健診のみを受診されたい場合は事前に受診券の発行を当健保組合に申請してください。

適切な運営のため

被扶養者の資格更新調査にご協力ください

ご家族が被扶養者として認められると、保険料を負担することなく、あらゆる保険給付を受けることができます。しかし、本来は被扶養者資格のない人を被扶養者として認定してしまうと、健保組合の不要な支出につながります。

みなさんから納めていただく保険料を適正に使用し、健保財政の安定化を図るため、被扶養者の資格確認にご協力をお願いします。

なお、調査までに就職や結婚などでほかの健康保険組合等に加入された場合は、「健康保険被扶養者（異動）届」を5日以内に事業主を通じて当健保組合に届け出てください。

また、収入基準額超過または共働き夫婦（双方が健康保険の被保険者）で収入が逆転した場合も、すみやかに届出をお願いします。

※提出期限までに必要書類の提出がない場合は、被扶養者資格の取り消しをさせていただきます。ご了承ください。

●実施対象者

被扶養者。原則として令和7年1月1日以降認定の被扶養者は対象外となります。

●調査票の配付時期

令和7年7月初旬の予定です。

●調査票の提出期限 および提出先

令和7年7月31日（予定）までに事業所の健保組合担当者にご提出ください。

本誌6ページも
併せてご確認ください

